

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8001	源泉徴収票等の法定調書作成事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幸田町は、源泉徴収票等の法定調書作成事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

幸田町長

公表日

令和5年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収票等の法定調書作成事務
②事務の概要	所得税法第225条、226条の規定により、源泉徴収票、支払調書を岡崎税務署へ提出する。 地方税法317条の6の規定により、給与支払報告書を各市町村長へ提出する。
③システムの名称	源泉徴収システム、不動産法定調書システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.源泉徴収ファイル 2.不動産法定調書ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	幸田町出納室
②所属長の役職名	会計管理者
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	幸田町企画部企画政策課情報グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	幸田町企画部企画政策課情報グループ 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1番地1 TEL 0564-62-1111 内線441、442 FAX 0564-63-5139

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月16日	I-1システムの名称	源泉徴収システム、不動産決定調書	源泉徴収システム、不動産法定調書システム	事後	
平成28年12月16日	I-2特定個人情報ファイル名	1.源泉徴収ファイル 2.不動産決定調書ファイル	1. 源泉徴収ファイル 2. 不動産法定調書ファイル	事後	
平成28年12月16日	I-3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の38の項	番号法第9条第3項	事後	
平成28年12月16日	I-5所属長	会計管理者 牧野 洋司	会計管理者 林 敏幸	事後	
平成28年12月16日	II-1対象人数	平成26年1月31日時点	平成28年11月24日時点	事後	
平成28年12月16日	II-2取扱者数	平成26年4月1日時点	平成28年12月16日時点	事後	
平成30年3月30日	II-1対象人数	平成228年11月24日時点	平成29年1月31日時点	事後	
平成30年3月30日	II-2取扱者数	平成28年12月16日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	幸田町企画部企画政策課情報グループ	幸田町企画部企画政策課政策情報グループ	事後	
平成31年3月29日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	内線333、334	内線441、442	事後	
平成31年3月29日	II-1対象人数	平成29年1月31日時点	平成30年1月26日時点	事後	
平成31年3月29日	II-2取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策		IV リスク対策の記載追加	事後	指針の改正によるIVリスク対策の記載追加
令和2年2月21日	I-5 ②所属長の役職名	会計管理者 林 敏幸	会計管理者 石川 正樹	事後	
令和2年2月21日	II-1対象人数	平成30年1月26日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和2年2月21日	II-2取扱者数	平成30年10月1日時点	令和1年10月1日時点	事後	
令和2年12月25日	II-1対象人数	令和1年10月1日時点	令和2年8月21日時点	事後	
令和2年12月25日	II-2取扱者数	令和1年10月1日時点	令和2年8月21日時点	事後	
令和4年2月28日	I-5 ②所属長の役職名	会計管理者 石川 正樹	会計管理者 三浦 正義	事後	
令和4年2月28日	II-1対象人数	令和2年8月21日時点	令和4年1月31日時点	事後	
令和4年2月28日	II-2取扱者数	令和2年8月21日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和5年2月28日	I-5 ②所属長の役職名	会計管理者 三浦 正義	会計管理者 西田 正之	事後	
令和5年2月28日	II-1対象人数	令和4年1月31日時点	令和4年12月31日時点	事後	
令和5年2月28日	II-2取扱者数	令和3年10月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	